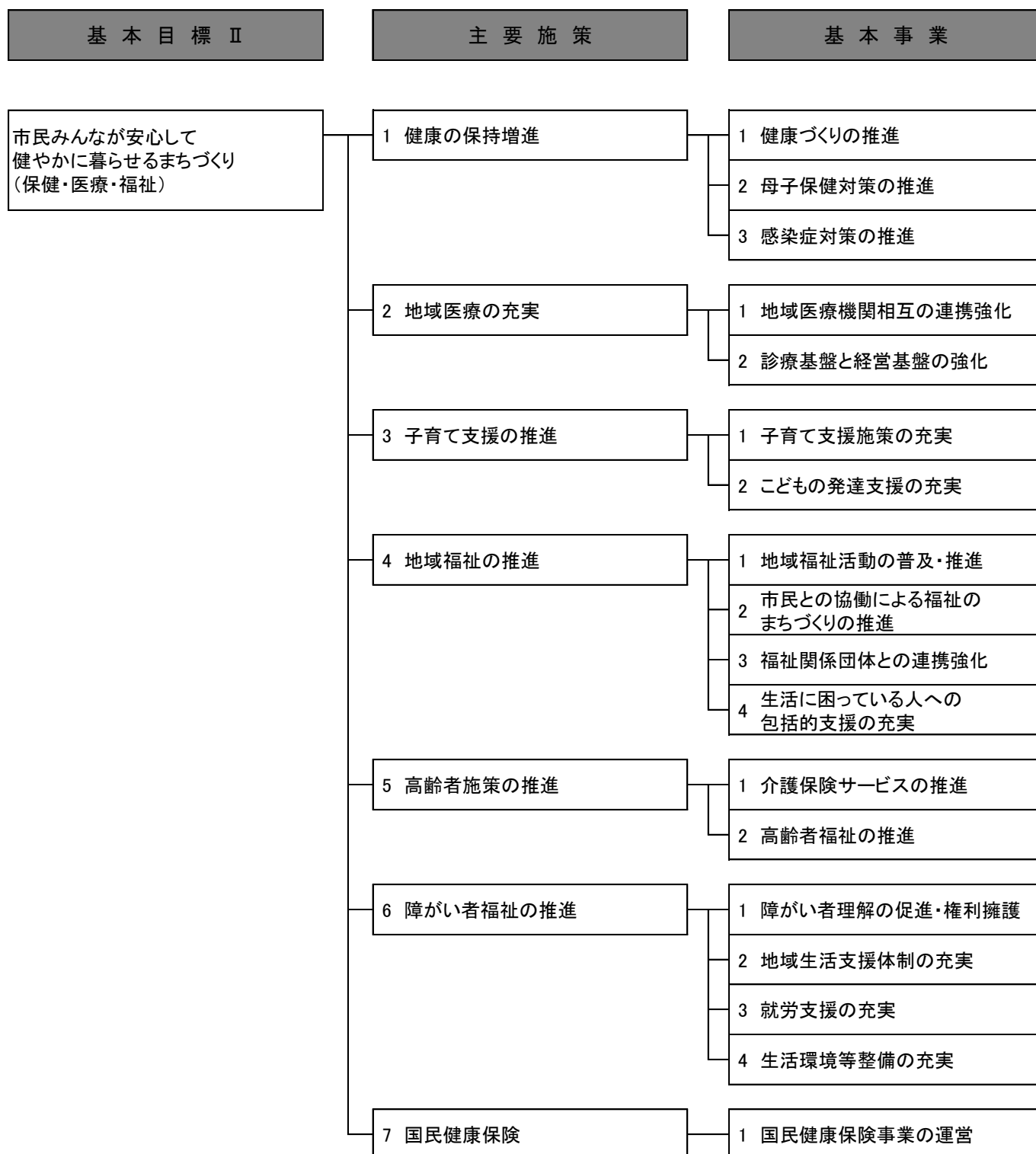


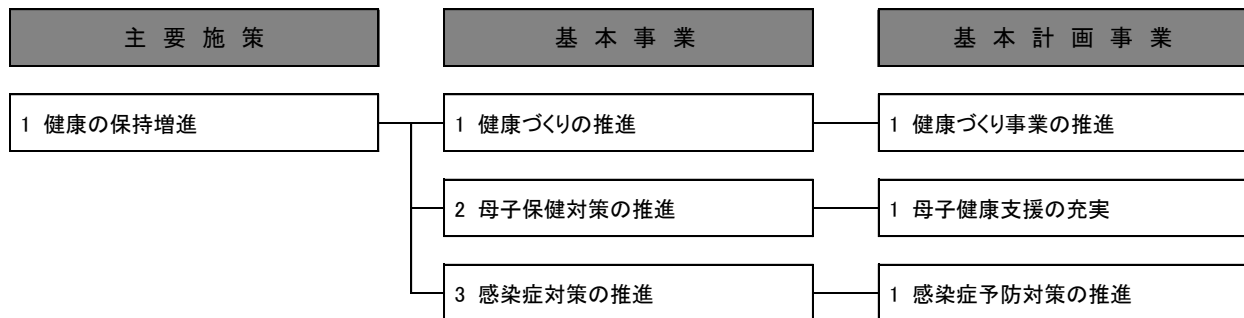
## II 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

### 施策の体系



## Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

### Ⅱ-1 健康の保持増進



### 1 健康づくりの推進

#### 【現状と課題】

- ◆本市では、人口の急激な高齢化とともに、平成 25 年次死亡統計をみると、がん・心疾患・脳血管疾患の割合が 52.0%となっています。また、40～74 歳の名寄市国民健康保険被保険者について、平成 26 年度の特定健診の結果をみると所見がある者は9割以上を占めています。これらのことから、生活習慣病の発症及び重症化予防を図ることが重要となっています。
- ◆がん検診受診の動機づけと受診促進を図る目的で平成21年度より子宮・乳がん検診を、平成 23 年度からは大腸がん検診を対象に、一定の年齢の方に対して、無料クーポンの配付を実施し、受診率向上が図られました。また、平成 26 年度より対象年齢を 30 歳(子宮がんは 20 歳)に引き下げてきており、若年からのがん検診受診やがんの早期発見に向けて取り組んでいます。さらに、近年、女性の子宮頸がん・乳がん・大腸がんが増加していることから、市独自策として一定の年齢の女性に対し、無料でこれらのがん検診が受けられる「女性のためのがん検診推進事業」を平成 28 年度から実施し、さらなる受診促進に努めております。
- ◆平成27年度より「なよろ健康マイレージ」を実施し、若い世代から健康づくりに関心を持ってもらい継続した取組となるよう支援してきておりますが、冬期間に安心して運動するための施設が少ないことなどから、通年的に健康づくりができる環境整備が課題となっており、既存施設の活用など関係機関と連携しながら検討が必要です。

#### 1 各種がん検診の実施状況(平成 27 年度)

	対象数	受診数	受診率	がん発見数	目標受診率
胃がん	4,356 人	863 人	19.8%	3 人	40%
肺がん	4,356 人	1,067 人	24.5%	0 人	
大腸がん	4,356 人	1,252 人	28.7%	5 人	
子宮がん	3,869 人	743 人	41.8%	1 人	50%
乳がん	2,775 人	638 人	49.1%	2 人	

※受診率の算定対象年齢は胃・肺・大腸・乳がんは 40～69 歳、子宮がんは 20～69 歳です。

※子宮・乳がんの受診率は、平成 26 年度の受診数等を合わせて算出

## Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

### 2 特定健康診査の実施状況(平成 27 年度)

対象数	受診数	受診率	第二期名寄市特定健康診査等 実施計画目標値
4,564 人	1,359 人	29.8%	45.0%

※対象者は 40 歳～74 歳の名寄市国民健康保険加入者

#### 【基本的な方向性】

□生活習慣病などの発症を防ぎ、重症化予防の徹底を図ることで健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目指し、名寄市健康増進計画「健康なよろ21(第2次)」に基づき、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりの推進に努めます。

#### 【実現の方策】

◎生活習慣病を予防するために、健康的な食習慣の確立や若い世代から検診(健診)が受けられる体制や検査内容の充実に努め、受診率向上を図るとともに、検診(健診)結果をもとに早期治療や生活習慣の改善など個々にあった健康づくりができるよう支援します。また、関係機関や職域・地域と連携を図り、効果的に健康づくりができるよう努めます。

## 2 母子保健対策の推進

#### 【現状と課題】

- ◆平成 26 年度本市の出生数は 238 人(名寄地区 223 人、風連地区 15 人)と前年度 235 人と比べほぼ横ばいで推移しております。平成 24 年次の出生率は全国 8.2、全道 7.1 に対し、名寄市 9.6 と高く推移しておりましたが、平成 25 年次では名寄市 7.5 と減少しております。名寄地区の地域的な特徴として転勤者が多く、母子健康手帳交付時の転勤者の割合が約 5 割を占め、子育てに関する相談相手がないなど育児が孤立化しやすい状況にあります。平成 26 年度乳幼児健診の受診率はほぼ 100%で、受診児の 3 割が疾病疑いや発育発達の遅れ及び育児支援が必要となっております。
- ◆母子健康手帳交付時点では、239 人中 21 人(8.8%)が家庭基盤、経済力、育児力などで出産後の養育について課題があり、出産前から関係機関と連携しながら支援を開始し、乳幼児健診に限らず母子保健事業のあらゆる機会を通して、早期から適切な支援に努めております。

#### 【基本的な方向性】

□こどもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の構築を図ります。

## Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

### 【実現の方策】

◎乳幼児健診などを通してこどもの疾病や発達の違いを早期に発見し、子育てに寄り添いながら虐待予防も含め、こどもの健やかな発育・発達を支援できるよう保健・医療・福祉など関係機関との連携を強化し、家庭訪問、各相談や親子教室などの母子保健事業の充実に努めます。

## 3 感染症対策の推進

### 【現状と課題】

- ◆病原性の高い新型インフルエンザなどが発生した場合に住民の生命と健康を保護するため、平成27年3月に「名寄市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、発生時の対策と体制の確立を図っております。国・道などとの連携により感染症の情報収集と広報・ホームページを通じて情報提供を図っておりますが、今後も迅速な周知や対応が求められます。
- ◆小児の予防接種については予防接種法に基づき実施し、対象者にとって望ましい接種時期に受けられるよう勧奨を行っており、接種率では、国の目標数値である95%に達しているところです。さらに、高齢者の健康対策として「インフルエンザ」及び「肺炎球菌」ワクチンの接種費用の一部を助成し、感染予防に努めております。

### 【基本的な方向性】

□感染症発生の動向を早期に把握し、効果的な予防及びまん延対策の充実に努めます。また、予防接種については、効果や副反応の理解促進と接種機会の情報提供に努めます。

### 【実現の方策】

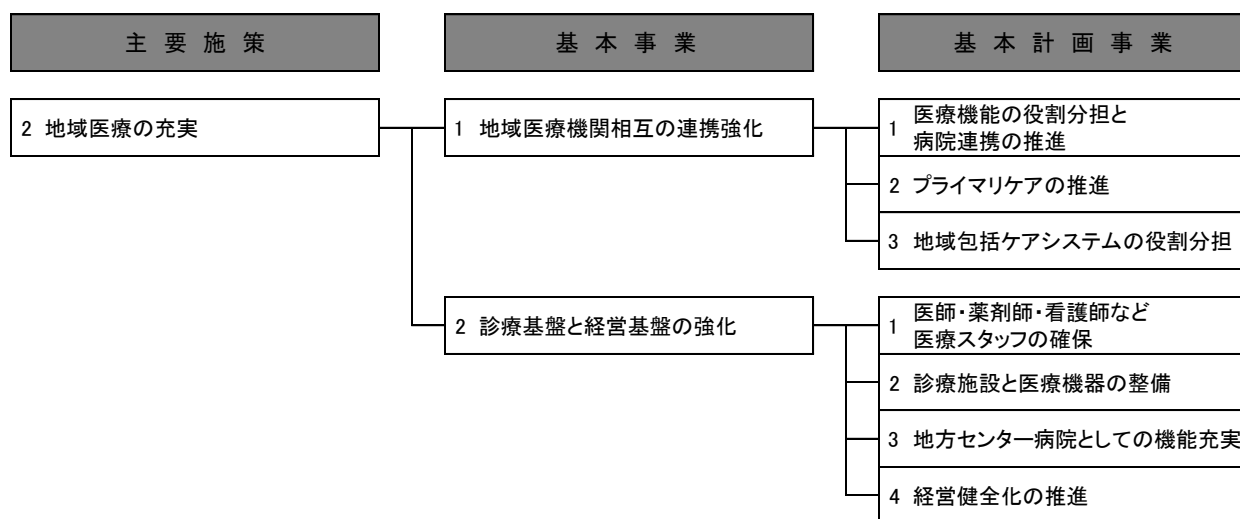
◎感染症発生動向の把握及び予防に関する正しい知識の普及啓発に努めます。また、乳幼児などの予防接種を適切な時期により安心して受けられる体制を推進するとともに、高齢者に対しては、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンの接種費用を一部助成し、感染症の予防に努めます。

### 主な計画事業

<前期・中期>

- 健康づくり運動推進事業 ■生活習慣病予防等活動事業 ■がん検診事業
- 特定不妊治療費助成事業 ■母子健康支援・親子教室事業 ■感染症対策事業

### Ⅱ-2 地域医療の充実



#### 1 地域医療機関相互の連携強化

##### 【現状と課題】

- ◆ 今後のさらなる人口減少や高齢化の進展による医療ニーズの変化を見据え、北海道が各地域における将来の医療提供体制を描く「地域医療構想」を策定し、新たな体制づくりを進めることとしているため、上川北部地域の医療実情を踏まえ、この地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進していくことが求められています。
- ◆ 医療連携の推進により、急性期から回復期、在宅療養に至るまで切れ目なく必要な医療が提供される「地域完結型医療」体制の確立を目指すため、より一層の情報共有を図ることが求められています。

名寄市立総合病院の平成27年度地域別患者取扱い実績 (単位:人・%)

市町村名	入院				外来				
	一般	精神	計	構成比	一般	精神	計	構成比	
上川北部	名寄市	33,090	8,646	41,736	40.73	121,429	16,190	137,619	60.46
	下川町他	11,547	2,075	13,622	13.29	30,288	4,764	35,052	15.40
	士別市他	12,914	5,802	18,716	18.26	15,492	4,411	19,903	8.74
	小計	57,551	16,523	74,074	72.28	167,209	25,365	192,574	84.60
その他	宗谷管内	16,867	1,645	18,512	18.06	18,490	1,774	20,264	8.90
	網走管内	5,288	693	5,981	5.84	8,994	1,134	10,128	4.45
	留萌管内	1,363	301	1,664	1.63	1,958	86	2,044	0.90
	その他	2,127	117	2,244	2.19	2,452	159	2,611	1.15
小計	25,645	2,756	28,401	27.72	31,894	3,153	35,047	15.40	
合計	83,196	19,279	102,475		199,103	28,518	227,621	100.00	

※下川町他＝下川町・美深町・音威子府村・中川町

※士別市他＝士別市・剣淵町・和寒町

##### 【基本的な方向性】

- 地方の医療機関が増えない中で、地域医療の充実を推進していくためには、現有の医療資源を最大限効率的に活用する必要があります。
- 地域医療の充実を図り、地域包括ケアシステムでの役割を担うためには、病床機能や役割の明確化を行い、市内外の医療機関との役割分担や連携が必要です。

## Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

### 【実現の方策】

◎市内で在宅医療・プライマリケアを担う国保診療所や民間医療機関と急性期医療を担う市立総合病院、慢性期医療を担う東病院が、医療機能の分担と病診連携の実現に向けた取組を推進します。

## 2 診療基盤と経営基盤の強化

### 【現状と課題】

- ◆平成26年度に総務省が通知した新公立病院改革ガイドラインに基づき、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し及び地域医療構想を踏まえた役割の明確化の4つの視点に立ったプラン策定が求められています。
- ◆市立総合病院と東病院を包含した「新名寄市病院事業改革プラン」を、平成28年度から32年度までの5カ年の期間で策定しました。最終年度まで年度ごとに評価と検証、適時修正を行い、名寄市民はもとより、医療圏域住民の皆さんが安心して暮らせるよう、計画的な病院運営に取り組んでいく必要があります。
- ◆医療スタッフの確保は病院経営を安定的に運営するためには必要不可欠な要素ですので、働きやすい環境づくりを推進するとともに、引き続き人材確保に向けた取組を進めていく必要があります。

### 【基本的な方向性】

□市民がいつでも安心して適切な医療を受けられるよう、診療体制や経営基盤の整備拡充に努めます。

### 【実現の方策】

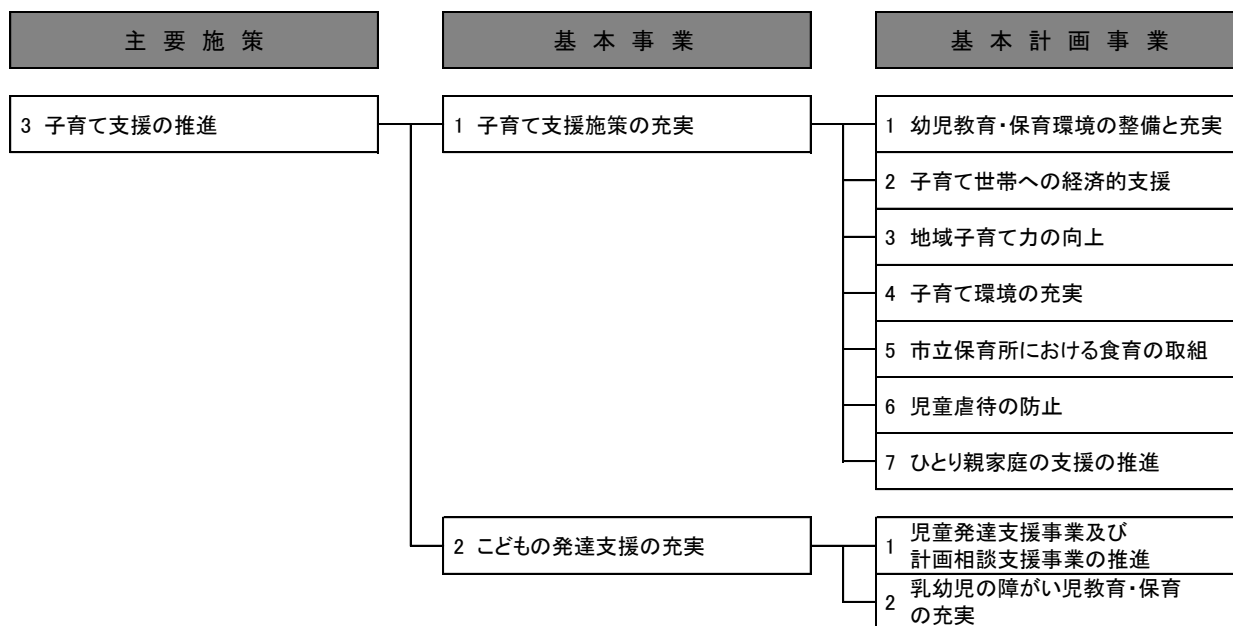
◎「新名寄市病院事業改革プラン」に掲げる機能や役割、地域連携などの実現のため、また、医師をはじめとする医療スタッフを適切に確保できるよう、必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指します。

### 主な計画事業

<前期・中期>

- 地域医療支援事業の推進 ■道北北部連携ネットワークの拡大
- 地域包括ケアシステムの役割分担 ■医療スタッフの充実
- 風連国民健康保険診療所整備事業 ■病室等既存施設の改善整備
- 高度・一般医療機器の更新整備 ■市立病院救命救急センター施設整備
- 新名寄市病院事業改革プランの推進

### Ⅱ-3 子育て支援の推進



#### 1 子育て支援施策の充実 2 こどもの発達支援の充実

##### 【現状と課題】

- ◆ 年少人口はなだらかな減少傾向にありますが、子育て環境の変化などにより、子育てサービスに関するニーズが多様化しています。特に3歳未満児に対する保育ニーズが高く、保育士の確保が課題となっています。また、地域子育て支援センターを街中に設置し、子育て支援の充実に努めています。
- ◆ 子ども・子育て支援法施行により、新制度へ移行した幼児教育・保育施設を利用するには、教育または保育の支給認定を受ける必要があり、各施設は施設型給付費等により運営が行われています。今後は、民間施設の動向を注視しつつ、市立保育所の老朽化も進んでいることから、整備の検討が必要となっています。また、市立保育所ではこどもの成長に欠くことのできない食育を推進するため、食育計画を作成し推進しています。
- ◆ 児童虐待防止については、名寄市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を深め、地域ぐるみでこどもの見守りを実施しています。また、ひとり親家庭についてはこどもの健全育成のため、相談・経済的支援の充実と就労の促進が必要となっています。
- ◆ 近隣5市町村により運営し、その地域の就学前のこどもの療育の拠点となる、こども発達支援センターでは相談支援事業及び児童発達支援事業を実施しており、児童相談所をはじめ関係機関との連携及び乳幼児健診などへこども発達支援センター職員を派遣し、保健師とともに早期発見・早期療育ができるよう努めています。また、障がい児を受け入れている幼児教育・保育施設へ継続した体制維持のための支援が必要となっています。

## Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

### 1 就学前児童数と幼児教育・保育施設入所（園）率

年	H23	H24	H25	H26	H27	H28
児童数（人）	1492	1488	1462	1454	1411	1361
幼児教育数（人）	451	455	429	453	463	455
保育数（人）	305	318	305	314	319	312
入所（園）率（％）	50.7	51.9	50.2	52.8	55.4	56.4

#### 【基本的な方向性】

- 名寄市子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、多様な子育て支援ニーズに対応できるよう、施策やサービスの充実を図ります。
- 児童虐待防止のため、地域や関係機関との連携を深め、地域ぐるみで子どもを見守っていきます。また、支援の必要なひとり親家庭に対する相談・経済的支援の充実と就労の促進を図ります。
- 発達に不安のあるこどもの療育の質の確保やこども発達支援センターの環境整備の充実を図ります。

#### 【実現の方策】

##### 1 子育て支援施策の充実

- ◎多様化する保育ニーズに対応するため、保育施設及び新制度へ移行した幼児教育・保育施設への運営支援を行います。また、民間の幼児教育・保育施設の体制の動向を注視しながら、少子化に対応した整備を検討します。
- ◎経済的支援としては、乳幼児等医療給付事業の独自拡大助成や、乳幼児期の紙おむつ処理にかかる有料ごみ袋の支給を継続し、子育て世帯の負担軽減を図ります。また、利用者負担額においても、新制度へ移行した幼児教育・保育施設を利用するこどもの保護者に対して、国が定める利用者負担額から独自削減を行うことで負担軽減を図ります。
- ◎名寄市地域子育て支援センター「ひまわりらんど」、風連町子育て支援センター「こぐま」を中心に親子お出かけバスツアーなどの事業を実施しながら、多世代交流を含めた地域の子育て力の向上を図ります。また、ひまわりらんどでは保健師による相談体制の確保など、支援策の充実を図ります。さらには、家族、就業形態の変化などに伴い、子育て環境の変化、サービスに関するニーズも多様化していることから、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、子育て支援の充実を図ります。
- ◎市立保育所における食育については、食育計画を作成し、こどもの健全な成長に欠くことのできない食育を推進します。また、地元農業者の協力をいただき、農作物の収穫体験や農作物を実際に食することで食物に対する理解を深めます。
- ◎名寄市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を深め、積極的な啓発活動を通じ、地域ぐるみでのこどもの見守りを実施することで児童虐待防止を図ります。また、ひとり親家庭などには医療給付事業の継続、保育料の軽減による経済的支援、母子・父子自立支援員による相談の充実や就業に向けて給付金を支給する制度を活用し、自立に向けた資格取得を促進します。



### 【実現の方策】

#### 2 こどもの発達支援の充実

◎乳幼児の療育の拠点となる、こども発達支援センターでは相談支援事業及び児童発達支援事業を実施しています。相談支援事業では、発達に心配のあるこどもに対して、保護者の意向に基づき、サービス等利用計画を作成し、定期的にその計画の見直しを行います。児童発達支援事業ではサービス等利用計画に基づき、個別の支援計画を作成しその子にあった支援を行います。また、引き続き関係機関と連携し、早期発見・早期療育ができるよう努め、幼児教育・保育施設において障がい児への支援を実施し、受入体制の確保に努めます。

#### 主な計画事業

<前期・中期>

- 市立保育所における食育の推進 ■名寄市要保護児童地域対策協議会の運営
- 民間特定教育・保育施設への運営支援 ■乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業
- 乳幼児等医療給付事業 ■地域子育て支援拠点事業 ■ファミリー・サポート・センター事業
- 家庭児童相談事業 ■ひとり親家庭等医療給付事業 ■相談支援事業
- こども発達支援事業 ■障がい児教育・保育への支援

<中期>

- 市立保育所整備事業

### 用語解説

#### 【子ども・子育て支援法】

※我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他のこどもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

○子ども・子育て支援給付の創設 ○地域子ども・子育て支援事業を規定 ○子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付け

#### 【要保護児童対策地域協議会】

※児童福祉法第25条の2に基づき、地方公共団体が設置に努めなければならないものであり、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う機関。

#### 【名寄市子ども・子育て支援事業計画】

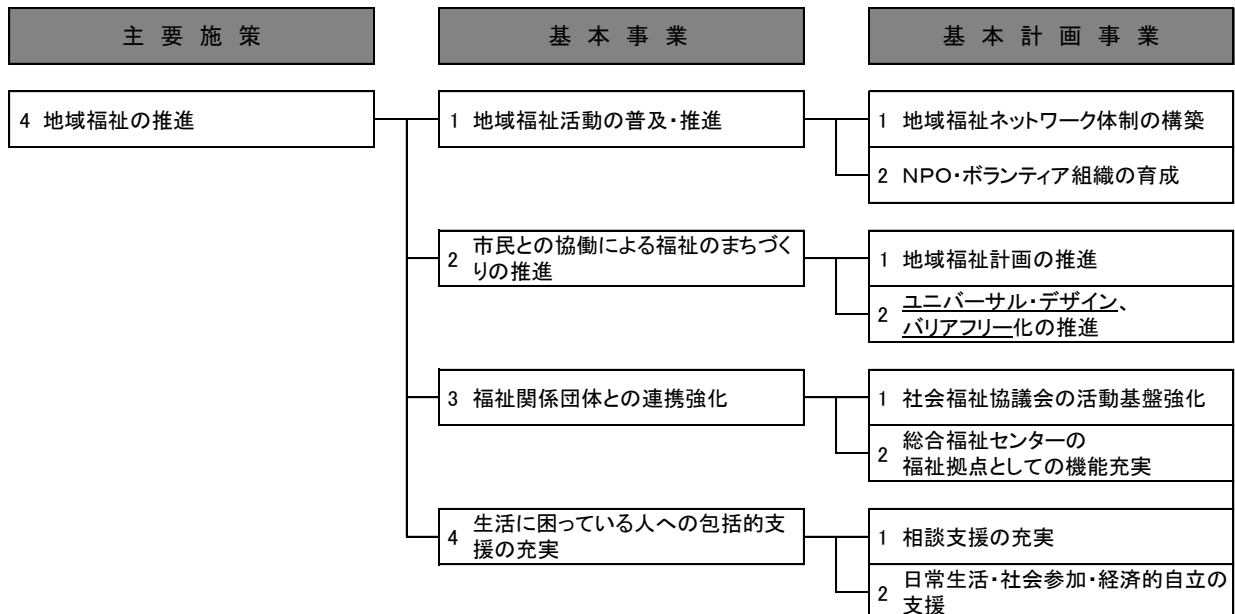
※子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、幼児教育・保育事業に対するニーズに応じていくための体制づくりを進めるための計画。計画期間は平成27年度から平成31年度の5年間。

#### 【ファミリー・サポート・センター事業】

※子育てを地域で相互援助するお手伝いを行う事業。児童の預かりなどの援助を希望する者(利用会員)と援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施。

## Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

### Ⅱ-4 地域福祉の推進



#### 1 地域福祉活動の普及・推進

##### 【現状と課題】

- ◆急速に進行する少子高齢化や核家族化による高齢者世帯の増加などから、地域住民の福祉に対するニーズは増大し、複雑・多様化しています。
- ◆誰もが暮らしやすい社会にしていくためには行政の取組に加え、地域住民を主体とした相互扶助を踏まえた地域福祉活動の推進など、市民と行政がともに手を携えて福祉に取り組むことができる体制づくりと環境づくりをより進めていく必要があります。

##### 【基本的な方向性】

- 市民一人ひとりがお互いに支え合う共生の地域社会を目指し、「相互扶助の精神」の醸成を進める必要があります。地域の福祉団体のネットワーク化や核となるボランティアの育成を進めます。

##### 【実現の方策】

- ◎共生の地域社会を目指すため、町内会や民生委員児童委員、老人クラブなどが連携して地域のネットワークを構築し、効果的な地域福祉活動を推進します。
- ◎ボランティア組織の育成については、関係団体へ適切な支援を行い、人材の育成を推進していきます。

### 2 市民との協働による福祉のまちづくりの推進

#### 【現状と課題】

- ◆地域福祉は行政だけでは推進できません。市民、社会福祉協議会と協働で、推進しなければいけません。

#### 【基本的な方向性】

- 多くの意見を聞いたり、社会福祉協議会との連携を行います。

#### 【実現の方策】

- ◎各種個別福祉計画を踏まえた地域福祉計画に基づき、市民と協働による誰もが住みやすい福祉のまちづくりを推進します。
- ◎この地域にともに暮らすすべての人が連携し、誰もが安心して暮らせるように、ユニバーサルデザインや、バリアフリー化を推進します。

### 3 福祉関係団体との連携強化

#### 【現状と課題】

- ◆地域福祉を進める中心的団体が必要です。また、地域福祉を実施する場所が必要です。

#### 【基本的な方向性】

- 地域福祉に向けた活動を実践する社会福祉協議会など地域福祉の中心となる団体への支援や、各福祉団体の活動拠点である総合福祉センターの機能の充実を図る必要があります。

#### 【実現の方策】

- ◎社会福祉協議会などで実施する福祉活動の育成・支援に努め、地域福祉の推進体制の充実を図ります。
- ◎各福祉団体の活動拠点である総合福祉センターの有効利用の促進を図るとともに、みんなにやさしい施設の整備を行います。

## Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

### 4 生活に困っている人への包括的支援の充実

#### 【現状と課題】

◆制度の狭間などに生活に困っている人が埋もれている可能性があります。

#### 【基本的な方向性】

□関係機関との連携のもとでの相談支援、各福祉制度の適切な運用など、様々な支援の促進を図ります。

#### 【実現の方策】

◎生活に困っている人が自立して安定した生活が営めるよう関係機関と連携して、就労支援・生活指導を行い、自立の促進・助長を図るとともに、生活に困っている人への生活相談、生活支援の充実に努めます。

#### 主な計画事業

<前期・中期>

- 町内会ネットワーク事業 ■名寄市保健福祉医療推進協議会の運営
- 社会福祉協議会運営事業費補助金 ■総合福祉センター整備事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 低所得者の冬の生活支援事業(福祉灯油支援事業・冬の生活支援事業)

#### 用語解説

##### 【ユニバーサル・デザイン】

※高齢であることや障がいの有無などに関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

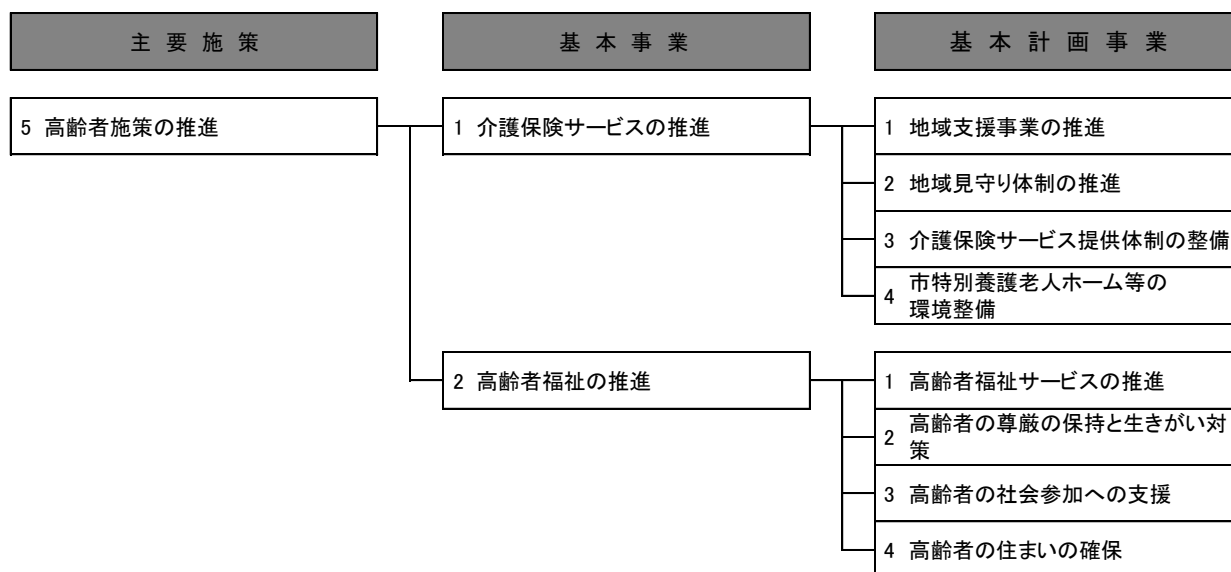
##### 【バリアフリー】

※障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりするのがその例。

##### 【各種個別福祉計画】

※名寄市健康増進計画、高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者福祉計画、地域福祉実践計画(社会福祉協議会が策定)などを指す。

### Ⅱ-5 高齢者施策の推進

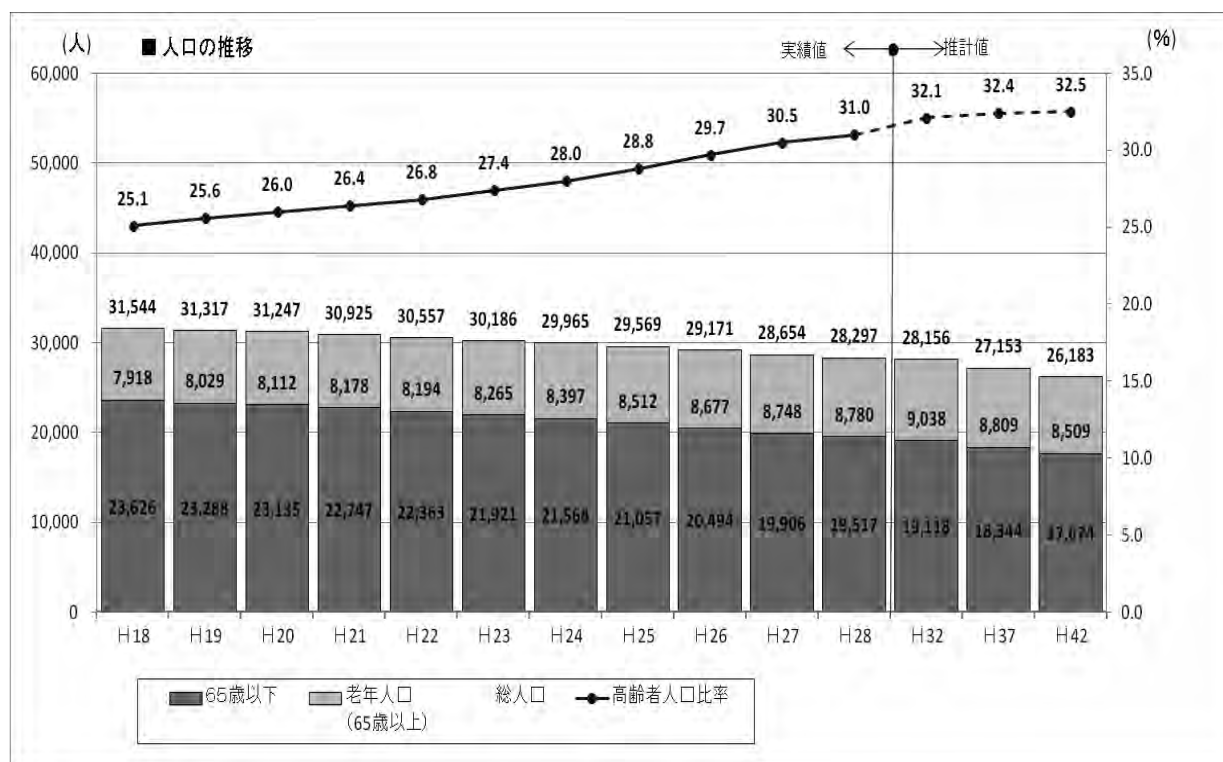


#### 1 介護保険サービスの推進 2 高齢者福祉の推進

##### 【現状と課題】

- ◆65 歳以上の高齢者数は、平成 32 年まで増加が続き、その後、減少することが想定されていますが、総人口が減少傾向にあるため、高齢化率は上昇が続くことが見込まれます。また、介護が必要な高齢者が急速に増加するとともに、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加すると見込まれています。
- ◆高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、個々の能力に応じて自立した日常生活を続けていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に行われる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が求められており、介護人材の確保をはじめ、介護施設、低所得者向けの住まいなど、高齢者の生活に資する地域資源の確保・整備が課題となっています。
- ◆高齢化や過疎化の進行に伴ない、移動困難な高齢者が増加しています。通院や買い物など外出支援とともに生きがい対策や社会参加を促進するためにも、移動手段の確保が必要とされています。

## Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり



資料 実績値(平成18年～28年)：名寄市住民基本台帳(各年10月末現在)

推計値(平成32年～52年)：名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(各年10月末現在)

### 【基本的な方向性】

- 名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の基本目標である「みんなで助け合い健康で安心して暮らせるまちづくり」に向けた高齢者施策を推進します。また、要介護状態・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態・要支援状態となることの予防に努めます。
- 高齢者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、高齢者などの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者または施設から、総合的かつ効率的に提供される体制を構築します。また、「地域包括ケアシステム」の構築のため、医療・介護・福祉の連携を強化します。
- 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じ、生きがいと尊厳をもって自立した日常生活を営むことを支援します。

### 【実現の方策】

#### 1 介護保険サービスの推進

- ◎地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるよう、介護予防に資する活動の育成・支援を促進します。
- ◎日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して暮らしていくために、地域の実情に合った多様な生活支援などのサービスの整備と、地域全体で高齢者を支えるネットワークを構築し、生活支援サービスを提供できる体制整備を図ります。
- ◎地域の高齢者が安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者のネットワークの構築を推進し、高齢者の実態把握や総合相談支援を行い、必要な制度やサービスの利用への支援を推進します。
- ◎認知症になっても、本人の意思が尊重され、本人の状態に応じた適切な支援を行うことにより、できる限りより良い環境の中で暮らし続けられるよう、地域の見守りなども含めた切れ目のない支援体制の構築に努めます。
- ◎高齢者が要介護状態になっても、能力に応じた日常生活が継続できるよう、在宅と施設の連携による継続的な支援体制の整備と適切な介護サービスの提供体制の整備を進めるとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関との連携を図りながら、サービス提供体制と介護人材の確保に努めます。
- ◎市が設置する特別養護老人ホームやデイサービスセンターについて、管理運営のあり方や施設の改修なども含め、環境整備を図ります。

#### 2 高齢者福祉の推進

- ◎在宅の高齢者及びその家族に自立した生活を確保するための支援事業を展開するとともに、家族介護支援サービスを提供し、自立と生活の質の確保を図ります。
- ◎高齢者に対する虐待の防止やその早期発見、成年後見制度の活用促進、その他権利擁護のために必要な支援に努めます。
- ◎高齢者の豊富な経験と知識を活かして積極的に社会参加を促進し、健康づくりや生きがい活動が推進されるよう、高齢者の自立生活活動を支援します。
- ◎高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして主体的・積極的に社会参加し、様々な形で地域社会に貢献し活躍できるよう支援するとともに、高齢者が社会参加するための移動手段の構築・形成を推進します。
- ◎高齢者が住み慣れた地域で能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、高齢者向けの住まいの安定的な確保に努めます。

#### 主な計画事業

<前期・中期>

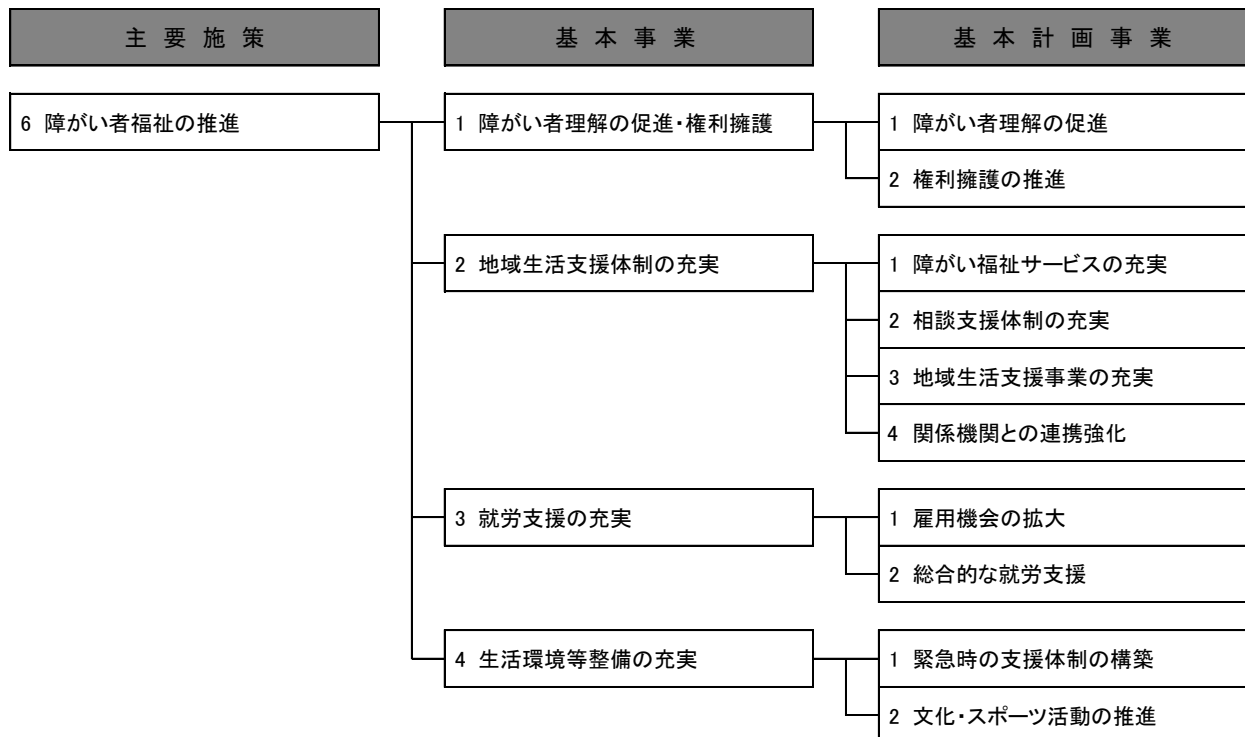
- 一般介護予防事業 ■認知症総合支援事業 ■介護予防・生活支援サービス事業
- 地域見守りネットワーク事業・徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業
- 介護人材確保緊急対策事業 ■介護サービス提供基盤等整備事業 ■除雪サービス事業
- 特別養護老人ホームしらかばハイツ施設整備事業 ■清峰園等施設設備等更新事業

<中期>

- 生活支援ハウス設置事業

## Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

### Ⅱ-6 障がい者福祉の推進



#### 1 障がい者理解の促進・権利擁護

##### 【現状と課題】

- ◆障がい者福祉に関する法・制度は、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別に関わらず、必要なサービスを利用する仕組みを一元化するとともに、施設・事業体系が再編され、さらに、平成25年には障害者自立支援法が地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活、社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法に改正されました。
- ◆本市の障がい福祉施策は、障害者基本法に基づく国の障害者基本計画及び北海道障害者計画を基本とするとともに、本市の障がい者などの状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な事項について定めた「名寄市障がい者福祉計画」と障害福祉サービスの提供体制の確保、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項について定めた「名寄市障がい福祉実施計画」に基づき推進しています。
- ◆本市において人口に占める障がいのある人の割合は、高齢化の進行に伴う疾病や、社会環境の複雑化に伴う精神疾患などにより、年々緩やかに増加し、障がいのある人などからの相談件数も増加傾向にあります。また、新法制定や法改正など障がい者を取り巻く環境は大きく変化しており、それらに対応する専門的知識を持った人材が地域に求められています。
- ◆障がいの有無に関わらず共生するノーマライゼーションの理念が徐々に浸透する中で、障がいのある人の自立や社会参加への意識が高まっていますが、地域社会での障がいのある人や障がいに対する理解不足や誤解などが存在し、これらを原因とする様々な社会的障壁の解消を図ることが必要です。



## Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

障害者手帳交付状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

(1) 身体障がい者

(単位:人)

程 度 別 等級 障害名	重 度		中 度		軽 度		計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視覚障害	29 (34)	20 (20)	8 (7)	6 (8)	8 (11)	10 (14)	81 (94)
聴覚機能障害	3 (6)	27 (29)	19 (23)	32 (41)	1 (0)	57 (76)	139 (175)
音声・言語・そしゃく機能障害	1 (1)	3 (5)	10 (8)	7 (9)	0 (0)	0 (0)	21 (23)
肢体不自由（体幹機能障害含）	116 (139)	127 (152)	198 (186)	276 (251)	77 (86)	29 (32)	823 (846)
内部障害	255 (207)	2 (3)	28 (33)	51 (57)	0 (0)	0 (0)	336 (300)
手帳交付件数（実人数）	404 (387)	179 (209)	263 (257)	372 (366)	86 (97)	96 (122)	1400 (1438)

※下段の（ ）内の数字は平成 23 年 3 月 31 日現在の交付者数です。

(2) 知的障がい者

(人)

	H23.3.31	H28.3.31
療育手帳 A	115	117
療育手帳 B	197	237
合計	312	354

(3) 精神障がい者

(人)

	H23.3.31	H28.3.31
1 級	18	11
2 級	93	104
3 級	30	36
計	141	151

### 【基本的な方向性】

□障害者基本法に規定される「ノーマライゼーション」の理念に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から施行された障害者差別解消法の目的である「障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」を目指して必要な支援を総合的に実施します。

### 【実現の方策】

◎障がいのある人の暮らしづらさの解消とともに、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図り、障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指します。

◎障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、関係機関と連携・協力しながら、障がいのある人に対する虐待の予防や養護者に対する支援に努めるほか、成年後見制度の利用促進などの権利擁護の取組を促進します。

## Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

### 2 地域生活支援体制の充実 3 就労支援の充実 4 生活環境等整備の充実

#### 【現状と課題】

- ◆障がい福祉サービスが充実してきたことなどを背景として、障がいがあっても地域で生活したいという希望を持つ人が増えてきており、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが必要です。
- ◆障がい福祉に関する法制度の変革に対応し、障がいのある人のニーズを踏まえた支援体制やサービス基盤の整備、情報の提供、さらには、権利擁護やわかりやすく身近な相談体制の確立など、障がい福祉施策の充実が必要です。

#### 【実現の方策】

##### 2 地域生活支援体制の充実

- ◎障がいのある人が必要なサービスを利用しながら住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、地域の事業者が機能を分担して面的に地域全体を支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点)の整備を図ります。
- ◎障がいのある人やその家族などが身近な地域で相談支援を受けることのできる体制や、専門性の高い相談などに対応する基幹相談支援センターの整備など、相談支援体制の充実を図ります。
- ◎地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、意思疎通支援や地域活動支援センター事業の実施など、地域の実情に応じた地域生活支援事業の充実を図ります。
- ◎専門性が求められる障がいのある児童・生徒の支援のため、保健センターやこども発達支援センター、教育委員会、市内の障がい者福祉施設など関係機関との連携を強化し、つながりのある支援に努めます。

##### 3 就労支援の充実

- ◎ハローワークなど関係機関、団体との連携を強化し、雇用促進のための啓発活動の推進、各種助成制度の周知に努め、企業が安心して雇用できる環境整備を進めます。また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設などの提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。
- ◎ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、働く意欲がある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮して働くことができるよう、本市独自のジョブコーチ制度も活用しながら、総合的な就労支援に努めます。

### 【実現の方策】

#### 4 生活環境等整備の充実

- ◎緊急時の支援体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- ◎障がいのある人が地域社会の一員として、町内会活動や地域活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに努めます。

#### 主な計画事業

<前期・中期>

- 理解促進研修・啓発事業
- 成年後見制度利用支援事業
- グループホームの設置促進
- 重度障害者ハイヤー料金助成事業・重度視力障害者電話料助成事業
- 基幹相談支援センター事業
- 地域生活支援事業
- 名寄市障害者自立支援協議会(相談支援権利擁護部会)の運営
- 名寄市障害者自立支援協議会(就労支援部会)の運営
- 自発的活動支援事業

#### 用語解説

##### 【ノーマライゼーション】

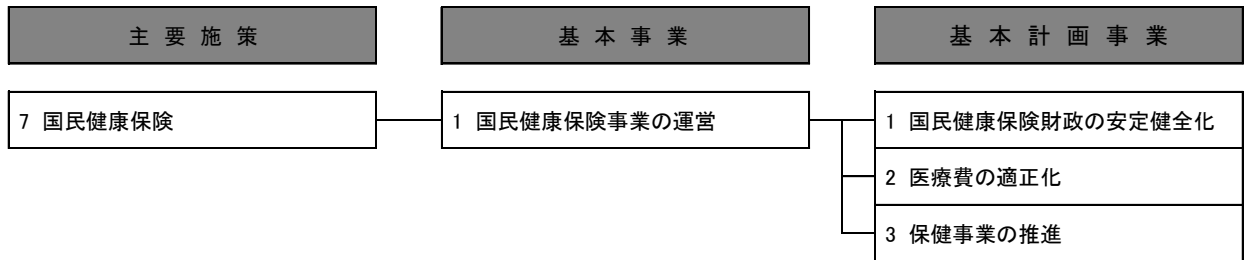
※障がいのある人もない人も、地域の中で同じように生活することができる社会を目指すという考え方。

##### 【ジョブコーチ】

※障がい者が会社に就職する際に、会社と障がい者の間に入って、双方が円滑に取り組むことができるようにサポートする支援者のこと。

## Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

### Ⅱ-7 国民健康保険



#### 1 国民健康保険事業の運営

##### 【現状と課題】

- ◆国民健康保険制度は、国民皆保険制度の中核を担う制度として国民の健康保持・増進において大きな役割を果たしてきました。医療技術の高度化と国民の医療に対する意識が変化する中で、国においては国民皆保険制度を堅持していくため、平成20年度には後期高齢者支援制度を創設するなど、医療制度改革に取り組んできました。本市の国民健康保険事業は、被保険者数の減少により税収が減る中、医療の高度化、加入者の高齢化、生活習慣病の増加などにより財政運営は厳しい状況にあるため、保険税の適正な賦課、特定健診や特定保健指導の取組による医療費の適正化に努めるなど、財政健全化と長期的な安定運営を図っていく必要があります。
- ◆平成30年度からは、都道府県が国民健康保険の財政運営の主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担う「都道府県単位化」が始まります。これにより多様なリスクを都道府県全体で分散し、財政の安定化、効率化を目指すとされていますが、今後は制度移行への準備を進め、保険者としての的確な対応が求められています。

##### 【基本的な方向性】

- 保健事業の推進により疾病の早期発見、重症化の予防に取り組み医療費の抑制を図るとともに、保険税の適正な賦課に努め国民健康保険事業の安定健全化を目指します。

## Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

### 【実現の方策】

◎財政健全化のため、保険税の適正な負担と収納率の向上に努め、平成 30 年度から始まる国民健康保険の都道府県単位化に向けて、国の施策と歩調を合わせ制度移行への準備を進めながら国庫負担の拡充・強化を関係機関に要請します。また、今後も医療費適正化に努め、データヘルス計画に基づいた特定健診、特定保健指導など生活習慣病予防に着目した健康管理と健康づくりを推進し、加入者の意識啓発に努めます。

### 主な計画事業

<前期・中期>

- 後発医薬品の使用促進 ■糖尿病重症化予防
- データヘルス計画に基づく特定健診・保健指導

### 用語解説

#### 【特定健診(特定健康診査)】

※生活習慣病の要因となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診。

#### 【特定保健指導】

※特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる方に対して生活習慣を見直すサポート。

#### 【データヘルス計画】

※健康・医療情報(データ)を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画書。